



## 水質汚濁防止法の改正に向けて準備しましょう

近年、工場や事業所からの有害物質の漏洩等による地下水汚染事例が出てまいりました。このような状況に対し、今年の6月22日、地下水汚染の未然防止の観点から「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」が公布されました。

改正の要点は、以下の4点です。

- ①有害物質を貯蔵する施設の届出の創設
- ②構造基準の創設
- ③構造基準遵守義務違反時の改善命令の創設
- ④定期点検義務の創設

改正水濁法の施行は、来年の6月21日までに行われる予定です。ただし②と③については、既存施設の場合施行後3年間の猶予があります。

現在、改正水濁法の運用規定である関係政省令の改正に向け中央環境審議会で審議中ですが、ここではその内容をかいつまんでお伝えします。

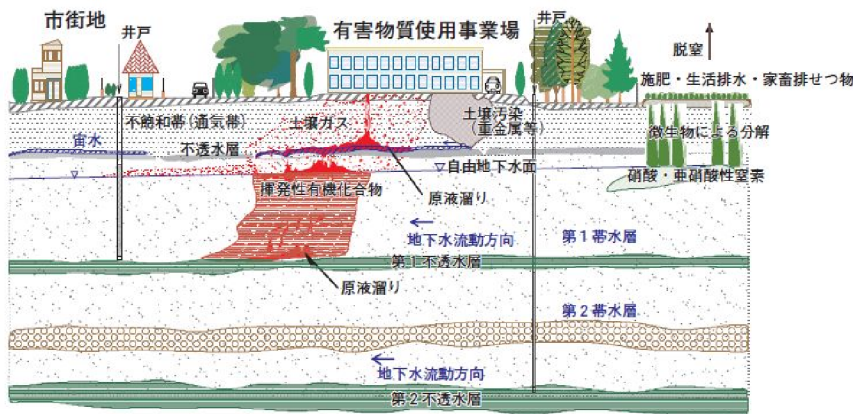
まず①については、特定施設のうち「有害物質使用施設」については従来から水濁法に基づく届出が必要であったことに加え、「有害物質貯蔵指定施設（有害物質が地下に浸透するおそれがある施設）」についても県知事に届出が必要となります（実際の届出先は、管轄の「環境・総合事務所」になります）。

②の構造基準については、施設の床や周辺、配管などの附帯設備、及び地下貯蔵施設本体の基準（新設と既設で別基準）が設けられます。

④の定期点検については、②の構造基準の内容ごとに点検の方法が指定され、3年間の記録を保管することになります。既存施設では構造基準の適用が3年間猶予される場合でも、点検頻度を高めるなどして汚染の防止を図ることになります。

改正水濁法の施行まで半年前後となり、多くの企業がこの半年以内に事業年度の更新があると思われるかもしれませんが、次年度からの有害物質使用施設や有害物質貯蔵指定施設の構造基準適合化と定期点検の実施に向けて企業予算の確保が必要と思われます。

今後NGC環境ニュースレターでは、水濁法関係政省令の改正や水濁法の施行日の情報など、また滋賀県条例の関連規定を織りまぜてお知らせしてまいります。



西日本技術コンサルタントのホームページもご覧ください。

[www.ngcon.co.jp](http://www.ngcon.co.jp)